

諸外国の検討状況と実例（まとめ）

○諸外国の検討状況

【EU】

- 欧州委員会「信頼できるAIのための倫理ガイドライン」

[Ethics Guidelines for AI](#)

2019.4にAIに関するハイレベル専門家グループ（AI HLEG）が、EU域内外のAI開発・利用における倫理的基準として広く参照されることを目的として策定したもの。法的拘束力をもたないものの、その後のEUのAI政策の基礎となる倫理的枠組として位置づけられ、後記EUのAI規則の策定にも影響を与えた。倫理原則として、①人間の自立性の尊重、②危害の防止、③公平性、④説明可能性を挙げており、要求条件として、①人間の活動と監視、②堅固性と安全性、③プライバシーとデータガバナンス、④透明性、⑤多様性・非差別・公平性、⑥社会・環境の幸福、⑦アカウンタビリティを挙げている。

- EU「AI規則」

[Regulation - EU - 2024/1689 - EN - EUR-Lex](#)

2024.8に欧州委員会が提案し、欧州議会と欧州理事会が採択・公布したもの。AIの安全性・透明性・人権保護を目的とする包括的な規制であり、EU加盟国すべてに直接適用される拘束力のある法令。司法分野におけるAIシステム、特に①司法機関が事実や法の調査・解釈を行い、具体的な事実には法の適用を支援するもの、②代替的な紛争解決機関（ADR）が上記目的で使用するAIシステムで、その結果が当事者に法的効果をもたらすものについては高リスクと分類し、裁判官の意思決定権や司法の独立性を支援することはできるものの、これに取って代わるべきではなく、最終的な意思決定は人間によって行われる必要がある。ただし、司法の実質的な運営に影響を与えない補助的な行政活動に使用されるもの、例えば①判決文や文書の匿名化・仮名化、②職員間のコミュニケーション、③一般的な事務作業について高リスク分類には当たらないとしている。

証拠法上のルールは存在しないものの、①AIシステム提供者の義務として、AIシステムの出力は機械判読可能な形式で人工的に生成・改変されたものであることを検出可能にしなければならない（Article 50.2）、②ディープフェイクを生成するAIシステム運用者の義務として、コンテンツが人工的に生成・改変されたものであることを開示しなければならない（Article 50.4）ことなどを定めている。

- 司法のデジタル化@2030に関する政策文書

[DigitalJustice@2030-Communication from the Commission](#)

2025.11 に欧州委員会が、2030 年までの司法のデジタル化を加速することを目的として採択した政策文書。2030 年までにすべての主要公共サービスをオンライン化することを目標とする欧州の「デジタル化 10 年」の一環として、司法分野における戦略を具体化したもの。2 項では、コスト削減と導入障壁の低減を図ることを目的として、AI ツールを含む司法分野で利用可能な IT ツールのセットを提供する IT ツールボックスを 2026 年末までに作成し、その活用を促進することを示している。3 項では、EU の「AI 規則」において高リスクに分類されている司法分野の事実調査・法解釈を支援する AI システムについて、2026.2 に一般的なガイダンスを発表予定であるとし、加盟国における AI ツールの導入支援やガイドライン策定の必要性を検討することを示している。4 項では、EU 全体の法令・判例データを一元化し、容易にアクセス・検索・再利用できる環境として欧州リーガルデータスペースを設けることとし、欧州法令識別子(ELI)や欧州判例識別子(ECLI)など標準識別子を導入し、司法分野を支援することを示している。そのほか、1 項ではベストプラクティスの共有、5 項ではビデオ会議、6 項では資金調達、7 項では民事商事分野における越境手続のデジタル化について触れられている。

- EU 「eIDAS」

[EUR-Lex - 02014R0910-20241018 - EN - EUR-Lex](#)

2014.7 に欧州議会と欧州理事会が採択・公布し、2024.4 に大きく改正された(eIDAS2.0)もの。AI 生成物に関するルールではないものの、電子データを裁判手続で証拠として提出する際に、電子形式であること等だけを理由に排斥してはならない(非差別原則)とし、適格の電子署名・シール・タイムスタンプ・通知について出所・完全性・時点・送受信の事実に関する推定効を付与することなどを定めている。

【欧州評議会】

- 欧州評議会司法効率化委員会「司法分野における AI の倫理憲章」

[COUNCIL OF EUROPE - European Ethical Charter on the use of AI in judicial systems](#)

2018.12 に欧州評議会の下部機関である司法効率化委員会(CEPEJ)が、司法分野における AI 利用に関する倫理原則を定めたもの。法的拘束力はないものの、政策立案者・立法者・司法関係者が AI の導入に際して参照すべき指針として位置づけられている。基本原則として、①基本的人権の尊重、②非差別の

原則、③質と安全性の確保、④透明性・公平性・中立性、⑤ユーザーによる制御を挙げている。

- 欧州評議会司法効率化委員会「司法分野におけるA Iの倫理憲章運用評価ツール」(2023.12採択)

[CEPEJ e-filing guidelines](#)

2023.12にCEPEJが、上記A I倫理憲章の5つの基本原則に照らし、A Iシステムの司法利用が適切かどうかを評価するための枠組を示したもの。司法分野におけるA Iシステムの導入・設計・開発・実装・使用に際し、司法関係者がリスクを評価し、対応策を講じるための実践的なガイドラインとして位置づけられている。評価ツールで対応しているリスクとして、①再利用データ・別目的で訓練されたA Iモデル利用、②個人データ・営業秘密開示、③裁判官プロファイリング・フォーラムショッピング、④誤解を招くA I結果、⑤A I処理における基準の不明確さ・基準に対する不適切な重みづけ、⑥裁判官へのアクセスをA Iが代替する、⑦判決理由の不明確さ・不当性、⑧一方当事者に対する不公正な優位、⑨基本的権利の侵害・基本的権利間の不適切な衡量、⑩差別・差別の増幅、⑪生成A Iによる存在しない法規の生成・利用、⑫説明不能なA Iの利用を通じた裁判官の権限縮減・アカウントビリティ制限、⑬A Iの誤用、⑭A Iの強制的使用を挙げている。また、適用される領域として、①文書検索・レビュー・大規模ディスカバリ、②自動型オンライン紛争解決(ODR)、③訴訟結果の予測、④意思決定支援、⑤匿名化・仮名化、⑥電子提出、⑦トリアージ・配点・ワークフロー自動化、⑧自然言語処理、⑨情報提供・支援サービスを挙げている。

- 欧州評議会司法効率化委員会 AIAB「A I倫理憲章運用評価ツールの運用状況報告書(第1回)」

[1ST AIAB REPORT](#)

2025.2に欧州評議会司法効率化委員会(CEPEJ)の専門諮問機関であるA I諮問委員会(AIAB)が、上記A I倫理憲章運用評価ツールの運用状況を報告したものの。司法制度で導入されているA Iシステムとして登録された125件のツールを対象に、その情報を収集・検証・分析している。内訳は、①文書検索・レビュー・大規模ディスカバリについて32件、②オンライン紛争解決(ODR)について7件、③訴訟結果の予測について3件、④意思決定支援について41件、⑤匿名化・仮名化について19件、⑥トリアージ・配点・ワークフロー自動化について38件、⑦録音・書き起こし・翻訳について13件、⑧情報提供・支援サービスについて17件と整理している。

【米国】

- 米国ホワイトハウス科学技術政策局「A I権利章典の設計図」

[Blueprint for an AI Bill of Rights | OSTP | The White House](#)

2022.10に米国ホワイトハウスの政策期間である科学技術政策局（OSTP）が発表したもの。法的拘束力はないものの、AIシステムの設計・運用における人権・自由・安全の保護を目的としたガイドラインとして位置づけられている。基本原則として、①安全で効果的なシステム、②アルゴリズムによる差別の防止、③データプライバシーの保護、④通知と説明責任、⑤人間による代替手段と介入の保障を挙げている。

- 全米州裁判所センター「裁判所におけるAI・生成AI利用の指針」
[Artificial Intelligence: Guidance for Use of AI and Generative AI in Courts](#)

2024.8に全米州裁判所センター（NCSC）が、裁判所におけるAI利用に関し、裁判官、裁判所職員、IT担当者、政策担当者などがAIを安全かつ責任ある形で活用するために示した指針。法的拘束力はないものの、裁判所におけるAIの導入・運用に関する倫理的・実務的ガイドラインとして位置づけられている。基本原則として、①倫理、②バイアス評価、③機密性の確保、④セキュリティ保護、⑤公共の信頼を挙げている。また、導入の指針として、①低リスク業務（文書要約、スケジューリングなど）からの段階的導入、②人間中心の判断、③AI出力の記録と検証、④ガバナンス体制の構築、⑤教育と能力開発などを示している。

現行の証拠規則は十分であるかと問題提起した上で、①現在のところ、ディープフェイクを検出するツールは、ディープフェイクを作成するツールほど高度ではないことから、訴訟や陪審への影響を軽減するために、裁判官はAIに関連する証拠上の問題を特定し、可能であれば、審理前・陪審不在の場で判断すべきである、②裁判所は、ディープフェイクが法的手続に及ぼす潜在的な害に対処し、音声・映像・画像証拠の採否により厳格な規則を導入すべきか検討することが重要である、③自らを代理して訴訟に臨む当事者が高い割合で存在する事件類型において、現在の対審構造が前提とする「当事者が証拠の真正性に異議を唱える」ことに依拠するのは、現実的でない可能性があり、ディープフェイクが広く蔓延した場合、特に、裁判所がディープフェイクを識別することを可能にする信頼できる技術ツールが利用可能となる場合にはなおさら、裁判所は証拠の真正性を誰が判断すべきかを再検討する必要があるかもしれないと記載している。

- トムソンロイター・全米州裁判所センター「裁判所における責任ある効果的なAI利用のための原則と実務」
[NCSC-TRI-Consortium-Principles-and-Practices-for-AI-in-State-Courts.pdf | Powered by Box](#)

2025.2にトムソンロイターと全米州裁判所センター（NCSC）が、利用指針を土台として、より制度的・戦略的な視点からAIの導入と運用を支援するために発表したもの。AIは補助的ツールであり、人間の判断を代替してはならず、リスクに応じた人間の関与が必要であるとして、①生死・家族関係・収監・健康・

住宅に関する決定の自動化については許容不可、②判決書の作成・法的判断におけるリスク予測については高リスク、意見書の起案・リサーチは中程度リスクであり、いずれも人間の関与と判断が必要 (human-in-the-loop)、③会議要約・裁判所提出書類からのデータ抽出は低リスクであり人間による監視で足りる (human-on-the-loop) と整理している。

- 連邦証拠規則改正案「規則 707 (機械生成証拠)」

[Regulations.gov](https://www.regulations.gov)

証拠規則に関する司法会議諮問委員会は、機械生成証拠 (Machine-Generated Evidence) に関する規則 707 を含む連邦証拠規則の改正案を提示し、期間を 2025. 8. 15~2026. 2. 16 としてパブリックコメントを行った。現行規定において AI 生成物に関する特別の規定は存在しないところ、改正案においては、機械の出力が専門家を伴わずに提出され、かつ、その出力が人間の専門家からのものであれば専門家証言として扱われるであろう場合には、その証拠採否は専門家証言に関する規則 702 の要件 (a 専門家の科学的、技術的又はその他の専門的な知識が、事実認定者による証拠の理解又は争点事実の判断を助けるものであること、b その証言が十分な事実又はデータに基づいていること、c その証言が信頼性のある原則及び方法の産物であること、d 専門家が当該原則及び方法を適切に反映させた意見を事案の事実信頼できる形で適用していること) に服することを定めている。

【英国】

- 英国裁判所「司法職向け AI 利用手引き」

[Refreshed AI Guidance published version - website version](#)

2025. 4 に英国の裁判所・審判所司法機関が、2023. 12 発出の AI 利用手引きをアップデートし、裁判官、書記官などの司法職員が AI を利用する際に従うべき指針を示した。指針として、① AI とその用途の理解、②機密性とプライバシーの保持、③責任と正確性の確保、④バイアスへの留意、⑤セキュリティの保持、⑥使用責任を負うこと、⑦裁判所利用者が AI を使用している可能性の認識を示している。また、有用である可能性のある作業として、①大量の文書の要約、②プレゼンテーション資料の作成補助、③メール作成・会議の文字起こし・メモ作成など事務作業の支援を挙げている。他方、推奨されない作業として、法律調査、法的分析を挙げている。

【カナダ】

- カナダ司法評議会「裁判所における AI 利用ガイドライン」

[AI Guidelines - FINAL - 2024-09 - EN.pdf](#)

2024.9 にカナダ司法評議会が、裁判官がA I ツールを利活用する際の原則的な枠組みを示したもの。A I 技術とそのリスクについて十分に認識した上で、司法制度に与える影響を慎重に評価しながら、責任ある活用を促進するための指として、①司法の独立性の保護、②司法の基本価値・倫理規範（公平性、誠実性、透明性、平等、迅速性、確実性など）との整合、③法的側面への配慮、④情報セキュリティと出力の安全性、⑤説明可能性の確保、⑥A I 導入の影響評価（司法の独立性、業務不可、アクセスの公平性、評判などへの影響）、⑦教育とユーザー支援の提供を示している。

【オーストラリア】

- ニューサウスウェールズ州最高裁判所「生成A I 利用に関する通達・ガイドライン」

[District Court General Practice Note 2 – Generative AI Practice Note Guidelines Gen AI.pdf](#)

宇賀克也「生成A I の訴訟手続における利用に関する豪州ニューサウスウェールズ州の通達・ガイドライン」NBL1291号4頁（2025.6）

2025.1 にニューサウスウェールズ州最高裁判所が、裁判所における生成A I 利用に関して運用ルールを拘束力のある裁判所通達として定めたもの。禁止事項として、①非公開命令の対象情報・強制提出資料・公開禁止情報などについて原則として入力禁止（プライバシー保護・限定利用・学習データ不使用などの条件を満たせば例外的に可能）、②宣誓供述書・証人陳述書・性格証明書の生成を挙げている。他方、許容される例として、①補助的な文書（年表・索引・証人リスト・主張書面要約）の作成、②弁論要旨や承認陳述書の草案作成に向けた準備段階での利用などを挙げている。また、同ガイドラインにおいて、①判決理由の作成、証拠の評価又は分析における生成A I の使用禁止、②副次的な調査その他の目的で生成A I を使用する場合の留意点、③調査官等による生成A I の使用についての申告、④訴訟当事者、代理人による生成A I の使用に係る申告、⑤裁判所に提出された記録における生成A I の使用に関する注意点等が定められている。

生成A I 利用について、①宣誓供述書、証人供述書、人物評価書、供述者や証人の証言・意見を反映することを意図した資料又は証拠として提出される資料、反対尋問で使用され資料の内容を生成（ドラフトのための準備作業を除く）する目的での使用禁止（SC GEN 23.10）、②証人の証言を文章化する際に、改変・脚色・補強・弱体化・その他の表現変更の目的での使用禁止（同12）、③宣誓供述書・証人供述書・人物評価書の内容等にA I が使用されていない旨の開示記載義務（同13）、④例外的に使用する場合に裁判所の許可が必要（同15）、⑤特に専門家意見書については、原則として、裁判所の許可がない限り、その内容をドラフト・作成することはできない（同20）ことなどを定めている。

【シンガポール】

- シンガポール最高裁判所「裁判所利用者の生成AI利用指針」

[guide-on-the-use-of-generative-ai-tools-by-court-users.pdf](#)

2024.10にシンガポール最高裁判所が、弁護士・当事者等の裁判所利用者による生成AIツールの利用に関する指針を示したもの。生成AIの使用は原則禁止しない（ツールとしての利用は許容）が、出力の責任はすべて利用者にあるとして、①正確性・関連性・著作権の確認、②証拠生成禁止、③説明義務ありなど使用上の注意点を示している。違反した場合には、①費用負担命令、②証拠の不採用、③懲戒処分、④法律に基づく措置が講じられる可能性があるとしている。

生成AI利用について、①裁判で依拠しようとする証拠の生成（作成、捏造、脚色、強弱など。宣誓供述書や陳述書のドラフトは除く。）に使用してはならない（指針5(1)(c)）、②裁判所は裁判書類の作成に生成AIツールを使用したことの通知を求めることがあり、裁判所から求められた場合、裁判書類のどの部分AI生成コンテンツを使用したか、生成AIツールの出力をどのように検証したかを説明しなければならない（同(4)、(8)）、③違反した場合には、裁判所は費用負担命令、証拠の不採用、懲戒処分などの措置をとることがある（同(9)）ことなどを定めている。

【国連】

- UNESCO「裁判所及び裁判体におけるAIシステム利用に関するガイドライン」

[Guidelines for the use of AI systems in courts and tribunals - UNESCO Digital Library](#)

2025.12に国連教育科学文化機関（UNESCO）が、AIが法の支配・基本的人権を尊重しつつ正義に資する形で利用されることを確保するために、世界で初めての包括的な倫理的・運用上の枠組みとして提示したもの。司法におけるAI利用を導く普遍的原則を、①人権の保護、②比例性、③便益の実現可能性、④安全性、⑤情報セキュリティ、⑥正確性及び信頼性、⑦説明可能性、⑧監査可能性、⑨透明性、⑩認識及び理解に基づく利用、⑪責任、⑫説明責任及び争訟可能性、⑬人間による監督及び意思決定、⑭人間中心かつ参加型の設計、⑮マルチステークホルダーガバナンスであるとし、AI導入を検討する裁判官、裁判所管理者、政策立案者に対する実務的な指針を定めている。

○諸外国の実例

- ソリューションエクスプローラー（カナダ）

薦田淳平「裁判所で使われる人工知能（AI）」判例タイムズ1513号16頁（2023.12）

カナダのブリティッシュ・コロンビア州民事紛争解決審判所（CRT）のホームページで利用されているソフトウェア。特定の種類の民事事件（交通事故、少額契約紛争、不動産賃貸契約紛争、社団内部規則に関する紛争）について、オンラインで情報を入力すると、法的な情報の提供、文書作成の支援、交渉のためのテンプレート提供などが表示される。

- シャオ・ファ（中国） 薦田・判タ 18 頁

中国の一部の裁判所庁舎のロビーに設置されている案内ロボット。裁判所来庁者に対し、具体的な法律問題について、手続案内、法律用語の説明、裁判の見通し、費用と時間の見積などの情報を提供される。

- インテリダクトA I（米国） 薦田・判タ 19 頁

米国の一部の裁判所の事務処理支援で導入されているA I ツール。裁判所に電子提出された書面を自動で分類して必要な情報を抽出し、書面審査や修正指示が行われる。

- SUPACE（インド） 薦田・判タ 19 頁

インドの最高裁判所などでリサーチ支援に導入されているA I ツール。事件記録を読み取り、事実関係や争点を整理し、関連する判例・法令・文献を調査要約して裁判官に提示される。

- ソクラテス（ブラジル） 薦田・判タ 19 頁

ブラジルの一部の裁判所で業務支援に導入されているA I ツール。事件記録を読み取り、関連する判例・法令・文献を調査要約し、判決文の構成案も提示される。

- EXPERTIUS（メキシコ） 薦田・判タ 21 頁

メキシコの家裁裁判所において子供の扶養料・養育料の支払請求の事件の判断につき、経験の浅い裁判官に対してアドバイスするA I ツール。各段階での各種業務をどのように執り行うべきかを裁判官へ指導する機能、当事者の主張を踏まえて証拠を評価する機能、当事者の経済状況を踏まえて妥当な金額を計算する機能が提供される。

- ODR 支援ツール（シンガポール）

欧州評議会司法効率化委員会 AIAB「A I 倫理憲章運用評価ツールの運用状況報告書（第1回）」8頁 [1ST AIAB REPORT](#)

シンガポールの少額請求裁判所（Small Claims Tribunals）において導入されているオンライン紛争解決支援ツール。提出文書を読み取り、当事者に対し、手

続の進め方の案内、訴訟準備に必要な書類作成の支援、和解の可能性の示唆などが提供される。

- O L G A (ドイツ) AIAB 報告書 (第 1 回) 8 頁
ドイツのシュツットガルト控訴裁判所においてディーゼル排出訴訟の業務支援に導入されている A I ツール。大量の申立書が自動で分類され、訴訟文書が整理される。
- A N O M (スイス) AIAB 報告書 (第 1 回) 8 頁
スイスの連邦裁判所などにおいて導入されている匿名化ツール。判決文中の訴訟当事者以外の情報 (専門家の氏名、土地の区画番号など) を抽出し、仮名に置き換えて、判決文の公開の際に匿名化する候補として提示される。
- Textualisation (スペイン) AIAB 報告書 (第 1 回) 8 頁
スペインの裁判所において導入されている録音反訳の自動化ツール。法廷録音システムと連携し、審理・尋問などにおける発言を自動で文字に起こし、記録・検索・分析を可能にする。